

今回のテーマ「福岡県の外国人技能実習生受入企業支援-続報⑤」について

情報通信第119号の続報です。令和4年度分について補助対象期間延長が発表になりました。詳しくは福岡県HPをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4-gaikokujinn-hojoyokin.html>



福岡県

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金
(令和4年度補助金) << 補助対象期間の延長 >>

202209修正

県では、県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において県内企業等が負担する宿泊施設の費用等や出国する際に県内企業等が負担するPCR検査及び陰性証明書の発行に係る経費について、以下のとおり補助を行います。

補助対象者 ①外国人技能実習生等を受け入れた**県内企業等**
②**県内企業等で雇用される外国人技能実習生**を受け入れた**監理団体**
※補助金の交付対象となる経費を現に負担した者が対象

補助対象期間 令和4年3月19日～**令和5年1月31日** (令和4年9月30日までの補助対象期間を延長)

対象在留資格 ①技能実習 ②特定技能

補助額・対象経費 【入国分】(補助率 3/4)
技能実習生等**1人当たり15万円(上限)**
水際対策対応のため、県内企業等が負担した
・技能実習生等の宿泊費
・一定の要件を満たした場合のレンタカー代、自家
用車又はレンタカーの燃料費、有料道路通行料金

【出国分】(補助率 3/4)
技能実習生等**1人当たり1万5千円(上限)**
出国するため、県内企業等が負担した
・PCR検査及び陰性証明書の発行に係る経費

提出期限 ア) 交付対象となる経費の支払いが、令和4年3月19日から**令和4年9月30日まで**になされた申請
令和4年11月30日(水)【必着】
イ) 交付対象となる経費の支払いが、**令和4年10月1日から令和5年1月31日まで**になされた申請
令和5年2月28日(火)【必着】

申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書(様式1の1(入国分)、様式1の2(出国分))
- ・ 在留資格及び入国日を証する書類(入国分)
- ・ 出国日(出国予定日)が確認できる書類(出国分)
- ・ 県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類
- ・ 補助対象経費の領収書 等 ※申請様式等は県ホームページからダウンロードしてください

※適正な審査及び迅速な補助金交付のため、提出期限にかかわらず、経費の支払い後、速やかに書類を準備し、申請いただきますようお願いいたします。

申請書類提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県福祉労働部労働局労働政策課 企画調整係
※郵送又は持参にて御提出ください(令和5年2月28日(火)必着)。

申請にあたっての留意事項

- ・ 補助対象経費を「受入企業」と「監理団体」の両者で負担した場合であっても、本補助金の申請に当たっては、「受入企業」又は「監理団体」のいずれかが一括して申請を行ってください。
- ・ 予算の上限に達した場合は、提出期限を待たずに事業を終了する場合があります。
- ・ 補助金の交付決定を受けた者が下記のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じることがあります。
(1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
(2)補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき